資料１

平成28年７月13日

東 京 都 知 事 様

中 央 区 長　　矢　田　美　英

中央区議会議長　　押　田　まり子

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会選手村整備に伴う
本区への影響等に関する要望について

日頃より、中央区政の推進にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

東京都におかれましては、「晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業」の特定建築者の募集が開始されるなど、選手村整備が順次進められていくことと存じております。

大会後のまちづくりにつきましては、晴海地区将来ビジョンの実現に向けた取組を鋭意進められ、その結果に結びつけられてきたものの、未だ解決していない個別の要望事項をはじめ、さらなる協議を重ねていく必要があることと存じております。

また、大会開催に向けましては、選手村の仮設計画や大会時の対応など現段階で明らかにされていない多くの課題も山積しており、地元への早期説明や協議・調整をしていく必要があるものと認識しております。

こうした中、７月には特定建築者予定者の選定が、９月には特定建築者の決定が予定されており、再開発事業がいよいよ本格的に進められていくことから、今回取り急ぎ、当事業の推進に向けた留意事項等について、都知事宛て要望いたします。

記

１　再開発事業等の整備について

再開発事業の整備に当たっては、景観形成や地域貢献施設の具現化、さらに晴海地区全体のコミュニティ形成にも配慮して取り組むこと。また、臨港消防署、晴海ふ頭公園、マルチモビリティステーション等周辺整備事業と整合のとれた計画とすること。

5,650戸もの住宅がつくられることから、子育て支援施設については、再開発事業で発生する需要を見定めながら適切に整備し、さらに、高齢者施設や障害者のグループホームなど大会レガシーともなる公共・公益施設についても区と十分協議をすること。

学校敷地については、大会後、速やかに学校建設工事に着手できるよう、仮設建築物の撤去など仮設計画を区と協議のうえ早期に立案すること。また、住宅棟の入居時期については、学校の開校時期との整合を図るなど区と十分協議していくこと。

２　交通計画について

選手村整備を進められていく上でも多大な影響が懸念されることから、平成２８年６月に都知事宛て提出した「市場移転及び環状第２号線の供用開始に伴う区内交通への影響等にかかる要望について」を着実に取り組むこと。

また、マルチモビリティステーションの整備及び維持管理に当たっては、区と十分調整しながら主体的に取り組むこと。

３　スマートシティの実現について

水素ステーションにかかる事業については、安全性の確保はもちろんのこと、地域住民に対する説明を十分に行った上取り組むこと。

また、コミュニティサイクルの積極的な活用や、カーシェアリングの効果的な運用など、周辺地域全体の交通利便性の向上と環境負荷の低減にも配慮して取り組むこと。

４　晴海ふ頭公園の再整備等について

晴海ふ頭公園の再整備に当たっては、水辺のプロムナードの連続化を確保するとともに、区民が気軽に健康づくりやスポーツ活動を推進できるよう、スポーツ機能を持たせた広場や子どもの遊び場の配置も含め、区と十分協議を行うこと。また、公園の維持管理形態や災害時の活用等についても、区と協議を進めていくこと。

以上